

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

目標 1. 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる

最悪の事態 1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

【想定】耐震性の低い住宅・建築物等の倒壊

(住宅の耐震化)

- ① 災害時の安全確保のため、生活の拠点である住宅の耐震化が必要である。【建設課】

(公共特定建築物※の耐震化)

- ② 公共特定建築物は、災害時における避難、救護、復旧対策等の災害対応拠点施設として想定され、これらの建築物の利用者の安全確保はもちろん、災害時の機能確保のため、早急かつ確実な耐震化を推進する必要がある。【建設課】

※「特定建築物」

「建築物の耐震化の促進に関する法律」第 14 条第 1 号及び第 2 号による建築物

(学校の耐震化)

- ③ 学校の耐震化は、児童生徒の安全性の確保や災害時の避難所としての利用を図るため、取組を推進する必要がある。【学校教育課】

(社会福祉施設等の耐震化)

- ④ 社会福祉施設等は、自力で避難することが困難な者が多く利用することから、その耐震化を促進する必要がある【福祉事務所】【介護サービス課】

(空き家対策)

- ⑤ 所有者による適切な管理が行われていない空き家が増加し、衛生・景観上の問題のほか、災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などが懸念されることから、市による適切かつ円滑な対応を推進する必要がある。【総務課】

(地震発生直後の近隣住民による共助)

- ⑥ 本市の自主防災組織の設置率は 100%であるが、更なる組織力の充実を図るために自主防災組織の訓練実施率を高めていくとともに、防災リーダーの養成を図りながら自主防災組織のレベルアップを図り、災害対応力の向上につなげる。また、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、避難訓練の支援などを推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。【総務課】

【想定】家具類の転倒

(家具の固定など室内安全対策の推進)

- ⑦ 家具の固定など家庭における室内安全対策は、揺れから身を守るだけでなく、災害発生後の迅速な避難も可能となることから、市は、普及啓発に取り組む必要がある。【総務課】

【想定】住宅火災に気づかない

(住宅用火災警報器の設置)

- ⑧ 住宅用火災報知器の設置は、火災の早期発見や逃げ遅れによる死者の減少につながることから、市は、消防本部と連携して設置促進を図る必要がある。【総務課】

【重要業績指標】

- ・ 住宅の耐震化率 H27 時点 57.7% 【建設課】
- ・ 公共特定建築物の耐震化率 H27 時点 100% 【建設課】

- ・ 学校施設の耐震化率 H27 時点 100%【学校教育課】
- ・ 住宅用火災警報器の設置率 H27 時点 68%【総務課】

最悪の事態 1-2 大規模津波等による死傷者の発生

【想定】堤防や護岸等のインフラが被害を受ける

（海岸保全施設の整備・管理）

- ① 建設海岸における海岸保全施設は、浸食の著しい海岸を優先的に整備する必要がある。【建設課】
- ② 漁港における海岸保全施設は、築造後 30 年以上の施設が増加し、地震・波浪等による防護機能の低下が懸念されることから、優先順位を決めて維持補修等の対策をする必要がある。【農林水産課】

（堤防等の耐震化の推進）

- ③ 津波遡上の可能性がある河川について、現況調査・検討のうえ堤防の嵩上げや耐震化等の対策を推進する必要がある。【建設課】

（海岸関連施設の老朽化対策）

- ④ 県では、海岸関連施設（護岸）の長寿命化計画を平成 30 年度までに策定することとしており、調査の結果を踏まえ、緊急度の高い施設から優先的に対策を進めるよう促進する必要がある。【建設課】

【想定】津波到達までに逃げ切れない

（津波ハザードマップの作成・周知）

- ⑤ 市は、県が設定・公表した津波浸水想定結果に基づく「津波ハザードマップ」を作成し、想定される被害の範囲や規模、避難の場所・方向等を周知する必要がある。【総務課】

（津波避難計画の策定）

- ⑥ 市は、平時の津波防災教育・啓発や避難訓練、津波警報等の発令時の避難対象地域、緊急避難場所、避難経路、避難指示等を発令するための情報収集・伝達方法等を定めた「津波避難計画」を策定する必要がある。【総務課】

【重要業績指標】

- ・ 海岸保全施設の老朽化対策の促進【建設課】
- ・ 津波ハザードマップの作成 H27 時点 作成済み【総務課】
- ・ 津波避難計画の策定【総務課】

最悪の事態 1-3 集中豪雨や高潮等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【想定】河川堤防など構造物の損傷

(河川改修等の治水対策)

- ① 洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、護岸の整備などの治水対策を実施しており、過去に洪水被害のあった箇所から優先的に対策を進める必要がある。【建設課】

(河川・ダム関連施設の老朽化対策)

- ② 河川及びダム関連施設の長寿命化計画を策定し、調査の結果を踏まえ、緊急度の高い施設から優先的に対策を進める必要がある。【建設課】【農林水産課】

(避難勧告等の判断基準等の策定(高潮災害))

- ③ 市は、国のガイドラインを踏まえ、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」(高潮災害)を策定する必要がある。【総務課】

【重要業績指標】

- ・ 市管理河川整備率 H27 時点 100%【建設課】
- ・ 河川・ダム関連施設の長寿命化計画の策定 【建設課】【農林水産課】
- ・ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル(高潮災害)の策定 H27 時点 作成済み【総務課】

最悪の事態 1-4 大規模な土砂災害等による死傷者の発生

【想定】土石流や崖崩れに巻き込まれる

(土砂災害対策施設の整備)

- ① 土石流や崖崩れから人命・財産を保全するため、県では土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所等に土砂災害防止施設の整備を進めており、要配慮者利用施設や重要な公共施設等から優先的に整備を促進する必要がある。【建設課】

(砂防関連施設の老朽化対策)

- ② 県では砂防関連施設の長寿命化計画を平成30年度までに策定することとしており、調査の結果を踏まえ、緊急度の高い施設から優先的に対策の促進をする必要がある。【建設課】

(土砂災害警戒区域等の指定・公表)

- ③ 土砂災害防止法に基づき、土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定を促進する必要がある。【総務課】

(土砂災害ハザードマップの作成・周知)

- ④ 土砂災害防止法に基づく土砂災害危険区域・土砂災害特別警戒区域の指定等を反映した土砂災害ハザードマップを作成し、避難場所等を周知する必要がある。【総務課】

(避難勧告等の発令基準等の策定(土砂災害))

- ⑤ 国のガイドラインを踏まえ、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」(土砂災害)を策定する必要がある。【総務課】

【重要業績指標】

- ・ 土砂災害対策施設の整備の促進【建設課】
- ・ 土砂災害警戒区域指定率 H27 時点 61%【総務課】
- ・ 土砂災害ハザードマップの作成 H27 時点での調査完了箇所は作成済み【総務課】
- ・ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定 H27 時点策定済み【総務課】

最悪の事態 1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生**【想定】道路が雪で交通不能になる****（道路除雪等による冬期の交通確保）**

- ① 各道路管理者が相互に連携し、それぞれの除雪計画を策定するなど、冬期の円滑な交通を確保する必要がある。【建設課】
- ② 除雪機械の更新等による除雪体制の確保が必要である。【建設課】
- ③ 雪崩予防柵・防護柵等の雪害対策施設の計画的な整備・更新による安全・安心な交通環境の確保が必要である。【建設課】

【想定】雪下ろしによる死傷者が多数発生する**（雪下ろし事故防止対策の推進）**

- ④ 市では除排雪作業中の安全対策の徹底について周知を図っているものの、雪下ろし中の事故は発生しているため、事故防止に向けて安全対策の効果的な普及啓発を図る必要がある。【総務課】

【重要業績指標】

- ・ 除雪実施計画の見直し 毎年度実施 【建設課】

【想定】関係機関の情報が途絶した

(関係行政機関等による情報共有体制の強化)

- ① 災害時には、市・消防・警察・気象台など関係機関との情報共有が必要不可欠であり、被害の軽減や迅速な応急・救助が図られるよう、今後も連絡体制を強化する必要がある。【総務課】

(秋田県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化)

- ② 県総合防災課（県災害対策本部室）と市町村、消防本部、自衛隊、地域振興局など県機関との情報通信手段として整備した「秋田県総合防災情報システム」（平成 27 年度運用開始）により、情報伝達体制の強化を図る必要がある。【総務課】

【想定】住民へ情報伝達ができない

(Jアラート等による情報伝達)

- ③ 地域住民に災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、「全国瞬時警報システム」（Jアラート）を市では導入済みであるが、定期的な運用試験等により確実な受信・伝達に努める必要がある。【総務課】

(市町村による複数の情報伝達手段の整備等)

- ④ 市による住民への情報伝達手段として、市防災行政無線、登録制メールなど多様化が進められている。今後は、SNS等による効果的な情報伝達手段の構築等を促す必要がある。【総務課】
- ⑤ 市は、多様な情報伝達手段の確保と合わせて、災害種別、発令地域、天候状況、時間帯等を考慮した情報伝達手段の整備を図る必要がある。【総務課】

(秋田県河川砂防情報システムによる情報提供)

- ⑥ 市は、「秋田県河川砂防情報システム」を活用し、土砂災害危険度等の情報を提供するとともに、避難勧告等の発令判断に資する。【総務課】

(避難勧告等の発令基準等の策定)

再掲 1-2 (津波避難計画の策定)

市は、平時の津波防災教育・啓発や避難訓練、津波警報等の発令時の避難対象地域、緊急避難場所、避難経路、避難指示等を発令するための情報集・伝達方法を定めた「津波避難計画」を策定する必要がある。【総務課】

再掲 1-3 (避難勧告等の判断基準等の策定 (高潮災害))

市は、国のガイドラインを踏まえ、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（高潮災害）を策定する必要がある。【総務課】

再掲 1-4 (避難勧告等の発令基準等の策定 (土砂災害))

市は、国のガイドラインを踏まえ、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（土砂災害）を策定する必要がある。【総務課】

【重要業績指標】

- ・ 秋田県総合防災情報システム操作訓練の定期実施 毎年実施 【総務課】
- ・ 秋田県情報集約配信システムを導入し情報発信できる体制の整備 H27 時点 整備済み 【総務課】
- ・ Jアラート自動起動措置の整備 H27 時点 整備済み 【総務課】
- ・ 複数の情報伝達手段の整備 H27 時点整備済み 【総務課】

最悪の事態 1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生**【想定】避難の遅れによる死傷者の発生****(自主防災活動の充実・強化)**

- ① 市は、自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の活動の充実・強化を働きかける必要がある。【総務課】

(自主防災アドバイザーの派遣)

- ② 市は、「秋田県自主防災アドバイザー」から、町内会や自主防災組織等が行う自主防災活動に対して、助言等をいただくよう連絡調整につとめる必要がある。【総務課】

(学校における防災教育の充実)

- ③ 児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命・身体を守る行動ができるよう、学校における防災教育を進める必要がある。【学校教育課】

【重要業績指標】

- ・ 自主防災組織率 H27 時点 100% 【総務課】
- ・ 自主防災アドバイザーの派遣回数 H27 単年度実績 2回 【総務課】
- ・ 防災訓練等を実施する学校の割合 H27 単年度実績 100% 【学校教育課】
(公立の小・中学校)

目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

最悪の事態 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【想定】 備蓄やインフラ設備の事前対策が進まず、災害時に食料・飲料水等が枯渇する

(共同備蓄物資の計画的な整備等)

- ① 市は、県と連携をし、災害発生時に必要となる物資を「共同備蓄品目」として指定し、3日分を整備することとしている。市は平成30年度までに目標量を達成する必要がある。今後は、賞味期限のある食料・飲料水等の計画的な更新を行う必要がある。【総務課】

(民間事業者との物資調達協定の締結)

- ② 市は、災害時に不足する生活必需品等の確保のため、災害時に民間事業者から物資を調達できる協定の締結に努める必要がある。【総務課】

【想定】 救援物資が届かない

(住民・自主防災組織による備蓄の促進)

- ③ 水・食料等の備蓄について、地域住民や自主防災組織等に対し、3日分の備蓄を働きかける必要がある。【総務課】

(避難所等への備蓄の促進)

- ④ 市は、災害発生時の迅速・確実な物資提供が可能となるよう、あらかじめ避難所となる施設への備蓄を進める必要がある。【総務課】

(物流事業者との物資輸送・保管協定の締結)

- ⑤ 市は、災害時の物資輸送及び保管・仕分け等を円滑に行うため、物流事業者に協力を要請できる協定の締結に努める必要がある。【総務課】

(物資集積拠点の指定)

- ⑥ 市は、救援物資が必要となる大規模災害時には、それぞれ救援物資の受入れ・仕分け・保管・出庫等を行う物資集積拠点を開設するため、候補施設を予め指定しておく必要がある。【総務課】

(物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用)

- ⑦ 災害時における救援物資の調達・輸送・供給に関わる業務は、災害の混乱期に多くの関係機関と緊密な連携が必要となることから、あらかじめ各関係機関の役割分担や業務の流れ、連絡調整に必要な共通様式の整備等が必要である。【総務課】

(国や他都道府県等との物資応援体制の構築)

- ⑧ 大規模災害時には、備蓄物資や協定締結事業者からの提供物資のほか、国からのプッシュ型支援による大量物資の輸送が想定されるため、これらの支援に対応できるよう体制の準備が必要である。【総務課】

【重要業績指標】

- ・ 共同備蓄物資の目標達成 H27 時点達成済み 【総務課】
- ・ 災害時における物資の供給に関する協定の締結 H27 時点 締結済み 【総務課】
- ・ 物資を備蓄している避難所数 H27 時点 (累計) 2 箇所 【総務課】
- ・ 災害時における救援物資輸送等の協定 H27 時点締結済み 【総務課】
- ・ 市内の公共施設を物資集積拠点として指定 【総務課】
- ・ 「大規模災害時における救援物資の調達・輸送・供給マニュアル」の策定 【総務課】

最悪の事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

【想定】孤立地区の被害状況を把握できない

(通信手段の確保)

- ① 市は、通信の途絶が想定される地区に衛星携帯電話等を配備する必要がある。【総務課】

【想定】孤立状態が解消できない

(孤立予防対策)

再掲1-3 (河川改修等の治水対策)

洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、護岸の整備などの治水対策を実施しており、過去に洪水被害のあった箇所から優先的に対策を進める必要がある。【建設課】

再掲1-4 (土砂災害対策施設の整備)

土石流や崖崩れから人命・財産を保全するため、県では土石流危険箇所溪流及び急傾斜地崩壊危険箇所等に土砂災害防止施設の整備を進めており、要配慮者利用施設や重要な公共施設等から優先的に整備の促進をする必要がある。【建設課】

(道路施設の老朽化対策)

② 今後、道路施設の急激な老朽化に伴い、通行規制や通行止めが発生する可能性があり、道路施設の適切な点検と併せて、補修が必要と判断される箇所について整備を進める必要がある。【建設課】

(道路施設の防災対策)

③ 幹線道路上の橋梁については、落石・岩盤崩落などの道路法面对策と合わせて計画的な維持修繕を進める必要がある。【建設課】

(自家発電機など電力の確保)

④ 市は、孤立するおそれのある地区に、自家発電機などの配備を進める必要がある。【総務課】

(緊急物資の備蓄)

⑤ 市は、孤立想定地区ごとに、飲料水、給水用品、食料品、生活雑貨、冷暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄を進める必要がある。【総務課】

【重要業績指標】

- ・ 市管理河川整備率（1-3の再掲）H27時点 100% 【建設課】
- ・ 土砂災害対策施設の整備の促進(1-4の再掲) 【建設課】
- ・ 幹線道路上の橋梁の計画的な維持修繕 【建設課】
- ・ 自主防災組織と連携し、自家発電機及び備蓄品の計画的な配備を進める 【総務課】

最悪の事態 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞

【想定】消防庁舎の被災等による応急活動機能の喪失

(消防施設の機能維持(耐震化、非常用電源の確保))

- ① 消防本部・消防署施設の耐震化、非常用発電機の設置、消防車両の計画的な更新など、大規模災害発生時にも機能維持が可能となる対策を促進する必要がある。【総務課】

【想定】 応急活動を行う人員が不足する

(消防団への加入促進)

- ② 社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員の確保のため、広報活動を行い、加入促進を図る必要がある。【総務課】

(消防団員の技術力の向上)

- ③ 市は、地域防災力の中核を担う消防団員の知識・技術の習得や資質向上を図るため、消防学校が消防団員を対象とした教育訓練の受講を促進する必要がある。【総務課】

(津波災害時の団員の安全確保)

- ④ 津波災害時に消防団が安全に活動できるよう、市は「消防団地震津波行動マニュアル」を策定の必要がある。【総務課】

【重要業績指標】

- ・ 消防団員数の条例定数充足率 H27 時点 90.1% 【総務課】
- ・ 消防団協力事業所数 28 事業所 H27 時点 (累計) 【総務課】
- ・ 市消防団員の消防学校教育訓練受講者数 6 人 H27 単年度実績 【総務課】
- ・ 津波災害時の消防団地震津波行動マニュアルの策定 H27 時点 策定済み 【総務課】

最悪の事態 2-4 多数の帰宅困難者や観光客の避難等の発生に伴う避難所等の不足

【想定】 被災者が避難所の場所を知らない

(指定緊急避難場所、指定避難所の指定等)

- ① 災害対策基本法の改正により、市町村に指定が義務づけられた「指定緊急避難場所」「指定避難所」について、指定をする必要がある。【総務課】
- ② 指定緊急避難場所、指定避難所の施設名称・位置等について、ハザードマップの作成・配布、広報への掲載、ホームページ等を通じて住民等に周知を図り、また観光客向けには、避難所等を記載したパンフレット等を観光協会と連携をし、配布する必要がある。【総務課】

(福祉避難所の指定)

- ③ 一般的な避難所では生活に支障が想定される要配慮者を受け入れるため、必要な福祉避難所を指定する必要がある。【福祉事務所】

【想定】 避難所が被災して使用できない

(学校施設の防災機能強化の推進)

- ④ 太陽光発電設備や自家発電機の設置など、学校施設における避難所機能を整備する必要がある。【学校教育課】

【想定】 避難所外への避難者が多数発生する

(避難所以外への場所に滞在する被災者への支援)

- ⑤ 平成 28 年 5 月に発生した熊本地震等では、ライフラインが途絶した自宅のほか車中やテント泊など、指定された避難所以外に滞在する被災者の把握等が課題となったため、対応策を図る必要がある。【総務課】

【重要業績指標】

- ・ 指定緊急避難場所の指定数（地震・火災・高潮・土砂） H27 時点（累計） 97 箇所【総務課】
- ・ 指定緊急避難場所の指定数（津波） H27 時点（累計） 92 箇所 【総務課】
- ・ 指定避難所施設の指定数 H27 時点（累計） 23 箇所【総務課】
- ・ 福祉避難所の指定数 H27 時点（累計） 9 箇所【福祉事務所】

最悪の事態 2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺**【想定】医療施設が機能を喪失する****（災害拠点病院の耐震化）**

- ① 災害時の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院の耐震性を確保する必要がある。【みなと市民病院】

【想定】医薬品等を確保できない**（災害時における医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備）**

- ② 災害の初動期以降に必要な医薬品・医療機器の流通備蓄を行う必要がある。【みなと市民病院】

【想定】被災地での医療救護活動が滞る**（災害医療コーディネーターの配置）**

- ③ 市では、県と連携をし、「災害医療コーディネーター」を配置し、DMATの待機・出動要請や医療機関への協力要請などの調整業務を迅速に行うことにより、災害時の迅速な救命医療や避難所等における診療活動等を円滑に提供する必要がある。【みなと市民病院】

【重要業績指標】

- ・ みなと市民病院の耐震化 H27 時点 耐震化済み【みなと市民病院】
- ・ みなと市民病院の業務継続計画の策定【みなと市民病院】

最悪の事態 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生**【想定】避難所で感染症が集団発生する****（市の健康危機管理能力の向上）**

- ① 衛生水準の低下による感染症のまん延を防止するため、市、保健所が連携し避難所における感染症のまん延防止対策を推進する必要がある。【健康子育て課】

（平時からの感染症予防対策の強化）

- ② 平時からの感染症の予防対策として、予防接種を促進する必要がある。【健康子育て課】

【重要業績指標】

- ・ 麻しん・風しん混合ワクチン接種率 H27 時点 94.2% 【健康子育て課】
- ・ BCGワクチン接種率 H27 時点 99.2% 【健康子育て課】

目標3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

【想定】業務が継続できない

(市の業務継続体制の強化)

- ① 市は、「大規模災害時における男鹿市業務継続計画」を策定し、課所等ごとの非常時に優先すべき応急業務及び通常業務を明らかにするとともに、職員の参集や安否確認、執務環境の確保等について定める必要がある。

また、市有施設等の適切な維持管理を図るため、総合管理計画の策定の必要がある。【総務課】【財政課】

【想定】市庁舎の倒壊防止

(市庁舎の耐震性強化)

- ② 本庁舎は耐震改修済みであり、若美庁舎は昭和56年以降の耐震基準により建設されているため、倒壊又は崩壊する危険性は低い。【財政課】

(執務環境の整備)

- ③ 書棚等の倒壊による混乱や職員の受傷を防止するため、日頃から執務室の整理、整頓を心がけ、書類等の落下防止や避難通路スペースの確保に勤める必要がある。【財政課】

【想定】市庁舎の機能が喪失する

(停電時の行政機能の確保)

- ④ 庁舎には、商用電力が途絶した場合に備え、自家発電装置や蓄電池の設置が必要である。【財政課】

(停電対応訓練の実施)

- ⑤ 停電時でも、防災拠点として必要な非常用電源や情報伝達手段を確保し、非常時優先業務を継続できるように、年1回、訓練の実施が必要である。【財政課】

【重要業績指標】

- ・ BCP（業務継続計画）の策定 H28 策定済み 【総務課】
- ・ 本庁舎は耐震改修済み、若美庁舎は昭和56年以降の耐震基準により建設 【財政課】
- ・ 庁舎に自家発電装置及び蓄電池を設置 【財政課】
- ・ 停電対応訓練（年1回）の実施 【財政課】
- ・ 公共施設等総合管理計画の策定 【財政課】

目標 4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態 4-1 国道 101 号、県道男鹿半島線をはじめとする幹線道路等の地域交通ネットワークが分断する事態

【想定】災害時における緊急輸送道路ネットワーク等の寸断

(幹線道路等の整備)

- ① 災害時における円滑な救急活動や救援物資の輸送のため、国道 101 号、県道男鹿半島線をはじめとする幹線道路の計画的な整備が必要ある。【建設課】

再掲

2-2 (道路施設の老朽化対策)

今後、道路施設の急激な老朽化に伴い、通行規制や通行止めが発生する可能性があり、道路施設の適切な点検と併せて、補修が必要と判断される箇所について整備を進める必要がある。【建設課】

再掲

2-2 (道路施設の防災対策)

(道路施設の防災対策)

幹線道路上の橋梁については、落石・岩盤崩落などの道路法面对策と合わせて計画的な整備を進める必要がある。【建設課】

【想定】港湾施設機能の停止

(港湾施設の耐震化)

- ② 災害時に物資や避難者の輸送、応援部隊の受け入れ等を船舶で行う場合を想定して、港湾の耐震強化岸壁の整備を促進する必要がある。【観光商工課】

【想定】鉄道施設機能の停止

(鉄道施設・設備の強化)

- ③ JR東日本(秋田支社)では、災害に伴う被害が予想される橋梁・盛土・トンネル等の定期的な検査を行い、必要に応じて補強・取替え等の対策を実施することとしている。また、平時から、災害時を想定した警戒態勢の確立、非常参集等の防災訓練の実施、災害時に必要な資機材の整備等に努めている。

【東日本旅客鉄道(株)秋田支社】

【重要業績指標】

- ・ 国道 101 号線の整備促進 【建設課】
- ・ 橋梁等の長寿命化計画の策定 【建設課】
- ・ 船川湾耐震強化岸壁の整備促進 【観光商工課】

最悪の事態 4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止

【想定】大規模かつ長期にわたる停電

（電力施設・設備の強化）

① 東北電力（株）（秋田支店）では、水害・風害・塩害・雪害・地震等の各自然災害による停電を防止するため、発電設備、送配電設備、通信設備等に関する技術基準等に適合した設備設計とすることに加え、定期的な巡視・点検など保守業務にも万全を期すこととしている。【東北電力（株）秋田支店】

【想定】石油類燃料が確保できない

（災害時における石油類燃料の確保）

② 市は、秋田県石油商業組合と「災害時における石油燃料の供給に関する協定」を締結しており、災害時には緊急支援車両や避難所の暖房用等に必要な石油類燃料の調達・供給を要請することとしている。【総務課】

【想定】長期にわたるガスの供給機能の停止

（ガス施設の耐震化）

③ 施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進めていく必要がある。【ガス工務課】

【重要業績指標】

- ・ 秋田県石油商業組合と「災害時における石油燃料の供給に関する協定」を H27 時点 締結済み【総務課】
- ・ ガス導管（幹線）の耐震化 H27 時点 53% 【ガス工務課】
- ・ ガス施設 B C P（業務継続計画）の策定 H28 策定【ガス工務課】

最悪の事態 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

【想定】上水道機能の停止

（水道施設の耐震化）

① 施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進めていく必要がある。【上下水道課】

【重要業績指標】

- ・ 上水道（幹線）の耐震化率 H27 時点 2.6% 【上下水道課】
- ・ 上水道施設 B C P（業務継続計画）H28 策定【上下水道課】

最悪の事態 4-4 汚水処理施設、廃棄物処理施設等の長期間にわたる機能停止

【想定】下水道施設等の機能の停止（下水道、農業集落排水、漁業集落排水）

（下水道施設等の耐震化）

- ① 地震時における最低限必要な下水道機能確保のため、施設の耐震化・津波等を考慮した耐水対策を進める必要がある。

【上下水道課】

（下水道施設等の老朽化対策）

- ② 長寿命化計画を策定し、老朽化対策を進める必要がある。【上下水道課】

【想定】汚水処理施設の機能停止

（合併浄化槽の設置促進）

- ③ 発災後、住宅からの生活排水を速やかに排除するため、下水道整備とあわせ、合併浄化槽の設置を促進する必要がある。【生活環境課】

【想定】し尿処理が滞る

（し尿処理施設等の耐震化）

- ④ し尿処理施設の耐震化・津波等を考慮した耐水対策を促進するとともに、非常用電源の設置や燃料の備蓄等災害時に自立稼働する体制の構築をする。【生活環境課】

【想定】廃棄物処理が滞る

（災害廃棄物の処理対策）

- ⑤ 男鹿市地域防災計画に基づき、発生する災害廃棄物対応への体制を図るとともに、市民・事業者との連携のもと円滑な処理を推進する。【生活環境課】

【重要業績指標】

- ・ 地震対策上重要な処理場・ポンプ場施設の耐震化率（下水道） H27 時点 100% 【上下水道課】
- ・ 地震対策上重要な処理場・ポンプ場施設の耐震化率（農業集落排水） H27 時点 100% 【上下水道課】
- ・ 地震対策上重要な処理場・ポンプ場施設の耐震化率（漁業集落排水） H27 時点 100% 【上下水道課】
- ・ 下水道施設等の長寿命化計画の策定 【上下水道課】
- ・ 下水道施設等 B C P（業務継続計画） H28 策定 【上下水道課】
- ・ 合併浄化槽整備事業費補助 H27 単年度実績 3 基 【生活環境課】

最悪の事態 4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

【想定】信号機の全面停止

（停電時の信号機減灯対策）

- ① 災害発生による道路交通の混乱防止を図るため、信号機電源付加装置の整備など、停電時の信号機減灯対策を進める必要がある。【警察本部】

【重要業績指標】

- ・ 自動起動型信号機電源付加装置の整備促進 【警察本部】
- ・ 電池式信号機電源付加装置の整備促進 【警察本部】

最悪の事態 4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

【想定】長期にわたる電話、携帯電話の通信停止

（電話施設・設備の強化）

- ①NTT 東日本（秋田支店）では、地震・火災・風水害等に強い設備づくり、通信伝送路の複数ルート化やループ化を行うとともに、移動電源車やポータブル衛星等の災害対策機器を配備し、災害等の不測の事態に備えている。また、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる特設公衆電話の事前配備を進めている。

市では NTT と連携し、指定避難所に特設公衆電話の設置を行うこととする。【東日本電信電話（株） 秋田支店】【総務課】

（携帯電話設備の信頼性向上）

- ②NTT ドコモでは、システムとしての信頼性向上として大ゾーン基地局の設置や、通信設備の耐震補強、中継伝送路の多ルート化および通信設備の二重化など通信網の整備を行っている。また、重要通信の確保のため、防災機関などに対する災害時優先電話制度、効果的なネットワークコントロール、および自治体等への携帯電話や衛星携帯電話の貸し出しを行っている。【(株) ドコモCS東北 秋田支店】

【重要業績指標】

- ・ 指定避難所等への特設公衆電話の設置 H28 設置 【総務課】

目標5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

【想定】市内の企業活動が停止する

(企業における業務継続体制の強化)

- ① 市内企業のBCP（業務継続計画）の策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発する必要がある。【観光商工課】

【重要業績指標】

- ・市内企業BCP（業務継続計画）の策定【観光商工課】

最悪の事態 5-2 石油コンビナート等・大規模商業施設の損壊、火災、爆発等

【想定】石油コンビナート・大規模商業施設の損壊、火災、爆発等

(石油コンビナート防災計画の見直し)

- ① 「秋田県石油コンビナート等防災計画」の修正に伴い、地域防災計画を修正する必要がある。また関係機関・自主防災組織による合同訓練を実施するなど、コンビナート周辺地区の耐災害性を強化する必要がある。

【総務課】

(大規模商業施設の防災訓練の実施)

- ② 商業施設ごとの防災訓練の必要性がある。【総務課】

【重要業績指標】

- ・秋田県石油コンビナート等防災計画の見直しに伴う地域防災計画の修正、関係機関・自主防災組織による合同訓練【総務課】
- ・大規模商業施設の防災訓練（年1回程度）の実施【総務課】

最悪の事態 5-3 農業、漁業の停滞

【想定】農業施設、漁業施設等の倒壊等

(農林水産業生産基盤の耐震化)

- ① 農業協同組合、漁業協同組合と連携を図り、集荷施設、荷捌所等、基幹施設の耐震化を促進する必要がある。【農林水産課】

(漁港施設の老朽化対策)

- ② 市管理漁港において、機能保全計画を策定し、施設の適正な維持管理を図る必要がある。【農林水産課】

【重要業績指標】

- ・ 集荷施設、荷捌所等、基幹施設の耐震化の促進【農林水産課】
- ・ 男鹿市地区水産物供給基盤機能保全計画 H28 末策定予定【農林水産課】

最悪の事態 5-4 商工業、観光等の産業の停滞

【想定】地域経済が停滞し、地域の活力が失われる。

（関係団体との連携）

- ① 商工会、観光協会等関係団体と連携を図り、事業者等における被災後の事業の早期復旧と経営の再開に向けた対策を講じる必要がある。【観光商工課】

（宿泊施設の耐震化）

- ② 宿泊施設の耐震化の促進を図り、宿泊客の安全を図る必要がある。【観光商工課】

【重要業績指標】

- ・ 事業者等における被災後の事業の早期復旧と経営の再開に向けた講習会等の実施【観光商工課】
- ・ 宿泊施設の耐震化の促進【観光商工課】

目標 6. 制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態 6-1 ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生

【想定】防災施設の損壊等

（河川・ダム・海岸・砂防関連施設の老朽化対策）

再掲 1-2（海岸関連施設の老朽化対策）

県では、海岸関連施設（護岸）の長寿命化計画を平成 30 年度までに策定することとしており、調査の結果を踏まえ、緊急度の高い施設から優先的に対策を推進する必要がある。【建設課】

再掲 1-3（河川・ダム関連施設の老朽化対策）

河川及びダム関連施設の長寿命化計画を策定し、調査の結果を踏まえ、緊急度の高い施設から優先的に対策を進める必要がある。【建設課】【農林水産課】

再掲 1-4（砂防関連施設の老朽化対策）

県では、砂防関連施設の長寿命化計画を平成 30 年度までに策定することとしており、調査の結果を踏まえ、緊急度の高い施設から優先的に対策を推進する必要がある。【建設課】

【想定】ため池の決壊等

（ため池ハザードマップの整備）

- ① 防災重点ため池（下流に人家、公共施設等がある大規模なため池）について、県と連携を取りながら、ハザードマップを作成し、地域住民に情報提供する必要がある【農林水産課】

(農業用ため池の整備)

- ② 老朽化等により漏水・クラック・断面変形などが認められるため池については、県と連携を取りながら、補修・補強等を進める必要がある。【農林水産課】

【重要業績指標】

- ・ 土砂災害対策施設の整備の促進【建設課】
- ・ 農業用ため池ハザードマップの作成 H20～H29 作成予定【農林水産課】
- ・ 老朽ため池の補修・補強工事の実施の促進【農林水産課】

最悪の事態 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【想定】農地・森林等の荒廃による防災機能の低下

(農業・農村の多面的機能の確保)

- ① 洪水や土砂災害の防止機能など、防災面においても農業・農村の多面的機能の確保は重要であり、中山間地域等での農業生産活動や農地・農業用施設の維持・保全活動を支援する必要がある。【農林水産課】

(農地・農業水利施設の保安全管理)

- ② 基幹的農業水利施設のうち、詳細な診断を要するものについては、劣化状況把握等の機能診断を行い、必要な長寿命化対策を進める必要がある。【農林水産課】

(森林整備の推進)

- ③ 土砂災害や洪水、雪崩等の防止・緩和効果のある森林育成のため、間伐等の実施を進める必要があるが、林業雇用労働者が減少傾向にあることから、労働力の確保が課題となっている。【農林水産課】

(治山対策の推進)

- ④ 集中豪雨等の発生頻度の増加により山地災害の発生リスクが高まっており、山地災害危険地区の周知と併せて、荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備を進める必要がある。【農林水産課】

【重要業績指標】

- ・ 農地・農業水利施設等 機能保全計画策定数 H27 時点 1 施設 滝川ダム 【農林水産課】
- ・ 人工林間伐の実施 H27 単年度実績 面積 91ha【農林水産課】
- ・ 治山施設の整備促進 【農林水産課】
- ・

最悪の事態 6-3 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響

【想定】油・有害物質等の流出事故による環境汚染・風評被害

(有害・危険物質対応訓練)

- ①河川・海岸・港湾区域において、油・有害物質等の流出事故が発生した場合に、防除・回収作業を的確に実施するため、訓練等の必要がある。【生活環境課】

(国内外への情報発信)

- ② 災害発生による風評被害の影響を最小化するため、適切な情報を発信する必要がある。【総務課】

【重要業績指標】

- ・ 事故対応マニュアルの策定【生活環境課】

目標7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

最悪の事態 7-1 復旧・復興を担う人材・機材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【想定】災害時に建設事業者の協力が得られない

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- ① 市は、災害時の応急対策が迅速に行われるよう、男鹿市建設業協会と「災害時の応急対策活動協力に関する協定」を締結するなど、建設関係団体と協力体制の構築を図っている。【総務課】

(建設産業の担い手の育成・確保)

- ② 災害発生時の復旧・復興のほか、今後早急な対応が求められるインフラの老朽化対策などを着実に進めるため、担い手となる建設産業従事者の育成・確保を推進する必要がある。【建設課】

【想定】災害ボランティアの受け入れが滞る

(災害受援計画の策定)

- ① ボランティアの受け入れ体制等を円滑に行うため「災害受援計画」を策定する必要がある。【総務課】

【重要業績指標】

- ・ 男鹿市建設業協会と「災害時の応急対策活動協力に関する協定」を H27 時点締結済み 【総務課】
- ・ 男鹿市災害受援計画 H27 時点 策定済み 【総務課】

最悪の事態 7-2 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【想定】災害時における地域コミュニティ機能の減退

(市民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上)

- ① ひとたび災害が発生すれば、行政による「公助」では一定の限界がある為、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組みを推進していく必要がある。【総務課】

(自主防災組織の強化)

- ② 地域の防災力を高めるため、地域防災リーダーである防災士の育成やスキルアップを図るほか、自主防災組織アドバイザーを活用し組織の活性化を図る必要がある。【総務課】

【重要業績指標】

- ・ 市内における防災士数 H27 時点 (累計) 9 人 (市職員) 【総務課】